



育教の兒幼 輯編會協園稚幼本日

會 長 東京女子高等師範學校長 吉岡 郷 甫
 主 幹 東京女子高等師範學校教授 堀 七 藏
 附屬幼稚園主事

日本幼稚園協會規則

- 第一條 本會ハ幼児教育ノ改良發達ヲ圖ル
 ヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ
 關係アルモノ又ハ幼児教育ニ篤志ナルモノ
 トス
- 第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五
 錢ヲ豫出スヘシ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業
 ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ客員
 トナスコトアルベシ
- 第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會
 ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ヲ與ヘラル、モノニ
 請ヒテ地方委員トナスコトアルベシ
- 第七條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク。但場
 合ニヨリ臨時休會スルコトヲ得
- 第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ
 一、幼児教育ニ關スル研究及ビ調査
 一、幼児教育ニ關スル講演會及ビ講習會ノ
 開催
 一、雜誌發行(毎月一回)
-
- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 會長 一名 會務ヲ總理ス
 主 幹 一名 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌
 理事
 幹 事 若干名 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ
 分掌ス
 評議員 若干名 重要ナル事件ニ關シ會長
 ノ諮詢ニ應ズ
- 第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノト
 ス
- 第十一條 主 幹 評議員ハ二ヶ年ナリ
 シテ會長ヨリ推薦スルモノトス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ
 又ハ書記ヲ雇入ル、トアルヘシ
- 第十三條 本規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二
 以上ノ同意ヲ得ルニアラザレハ變更スルコ
 トヲ得ズ